

2022年12月22日

各位

株式会社クシム
代表取締役社長 中川 博貴
(証券コード:2345 東証スタンダード市場)
(お問い合わせ先)取締役CFO 伊藤 大介
電話03-6427-7380

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2023年1月26日開催予定の当社第27回定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に「定款の一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されましたので、株主総会資料の電子提供制度導入に伴い、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第14条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第14条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第14条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更箇所を示します。)

現行定款	変更案
<p>(参考書類等のインターネット開示)</p> <p>第 14 条 当社は、株主総会参考書類、計算書類、連結計算書類、及び事業報告に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令の定めるところにより、インターネットで開示することができる。</p> <p>(新設)</p>	<p>(削除)</p> <p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p><u>第 14 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>附則</u></p> <p><u>第 1 条 変更後定款第 14 条の規定にかかわらず、2023 年 2 月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第 14 条はなお効力を有する。</u></p> <p><u>第 2 条 本附則は、2023 年 3 月 1 日または前条の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

3. 変更の日程

定款変更のための株主総会開催日

2023 年 1 月 26 日 (木)

定款変更の効力発生日

2023 年 1 月 26 日 (木)

以上